

大船渡市農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、大船渡市農業委員会の農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の選任の手続等について、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号。以下「省令」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(推薦及び募集の方法)

第2 法第19条第1項の規定による推進委員候補者の推薦及び募集の方法は、次のとおりとする。

- (1) 農業者からの推薦
- (2) 農業者の組織する団体その他の関係者からの推薦
- (3) 一般募集

(担当地区及び定数)

第3 推進委員が担当する地区及びその地区ごとの推進委員の数は、次のとおりとする。ただし、応募状況により、担当する地区の調整ができるものとする。

地区名	地区の詳細	推進委員の数
大船渡地区	大船渡市盛町、大船渡町、末崎町、赤崎町、猪川町、立根町及び日頃市町の地域	7人
三陸町地区	大船渡市三陸町綾里、三陸町越喜来及び三陸町吉浜の地域	3人

(推薦及び応募の資格)

第4 推進委員候補者として推薦を受ける者及び募集に応募する者は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 大船渡市の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に定める特別職に属する職員を除く。）でない者
- (2) 法第8条第4項各号に該当しない者

(推薦手続等)

第5 第2第1号又は第2号の規定により推薦しようとする者は、大船渡市農地利用最適化推進委員候補者推薦書（様式第1号）を農業委員会に提出しなければならない。

2 第2第3号の規定により応募しようとする者は、大船渡市農地利用最適化推進委員候補者応募書（様式第2号）を農業委員会に提出しなければならない。

(推薦及び募集の周知)

第6 農業委員会は、推進委員候補者の推薦及び募集に当たっては、推薦及び募集の期間を24日以上とし、次に掲げる方法により農業者等の関係者への周知に努めるものとする。

- (1) 大船渡市広報への掲載
- (2) 大船渡市ホームページへの掲載
- (3) 大船渡市掲示場への掲示
- (4) その他農業委員会が適当と認める方法

(推薦及び募集の状況の公表)

第7 農業委員会は、推薦及び募集の状況を推薦及び募集期間の中間並びに推薦及び募集期間の終了後遅滞なく、大船渡市の担当窓口及び大船渡市ホームページにおいて、省令第12条に規定する事項のほか、農業委員会が必要と認める事項を公表するものとする。

(推進委員候補者の評価)

第8 農業委員会は、第5の規定により推薦され、又は募集に応募した推進委員候補者について、大船渡市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）に対し、その評価に関する意見を求めるものとする。

(推進委員の選任)

第9 農業委員会は、評価委員会の意見の報告を受けて推進委員候補者を決定し、大船渡市農業委員会総会の合意により、推進委員を委嘱するものとする。

(推進委員の補充)

第10 農業委員会は、解職、失職又は辞任により推進委員に欠員が生じたときは、この要綱に定める手続に基づき、速やかに推進委員の補充に努めなければならない。

2 推進委員の欠員が2人以上に達した場合は、この要綱に定める手続に基づき、速やかに推進委員を補充しなければならない。

(補則)

第11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。